



「工事現場の労災で下請けの事業主の息子がケガをした…労災保険の手続きをして欲しい」との相談がありました。ここで問題になるのが事業主の家族の労働者性です。労災保険は事業主の指揮命令の下に使用従属的な関係で賃金を貰って働く人=労働者を保護するために、労基法を加へする目的で作られた保険ですから、労働者に該当しない人は対象になります。

労災保険が事業主の事故は使えない!? その家族要注意!

せん。学生アバイトが初日の朝一番に事故にあっても保険は効きますが、実態は労働者と全く変わらない下請の事業主やその家族は労働者と見なされず対象外となります。ただ中小業者の場合、

特別加入という救済制度がありますが事前加入

が条件です。この息子さんのケース、元請業者に直接雇用されれば労働者と見なされOKになるのですが…。労働保険年度更新の時期を迎えます。十分検討する必要があります。



経審の総合評点(P点)まで出すかどうかは任意とし、出さない場合は11,000円の県証紙代を600円値引きする(1業種の時)。2業種以降は2,500円から200円引いた2,300

今回変わる様式ほかでも申請 経審・許可、不要なら紙で…

円を加算③しかし大分県は従来どおりP点を求めるので証紙代も同じ④経審の申請書様式のサイズがA4版に⑤建設業経理事務士3級の加点評加についてはこの3月末までに

経審の申請をする者まで認める…の5点です。

ちなみに県は許可申請についても4月からA4版に変更の予定ですが、県証紙代(更新は5万円)については変更しない模様で一安心です。

